

個人（放送事業者・メディア関係団体の以外の団体含む）の提出意見の要約および委員会としての考え方

	ご意見の要約（内容・趣旨）	委員会としての考え方
1	<p><b>費用負担者の範囲について、PC等のインターネット接続端末を所持・設置しただけでは費用負担は求めないことについて賛同または理解を示すご意見</b></p> <p>（関連するご意見） インターネットに接続している端末を所持・設置するだけで契約を義務づけることに反対するご意見</p>	<p>答申（案）概要に賛成するご意見として受け止めます。</p> <p>なお、答申（案）概要および答申では、PCやスマートフォン、タブレット等のインターネット接続端末を所持・設置しただけで費用負担を求めるのではなく、受信料型の場合には「視聴環境設定者」（PCやスマートフォン、タブレット等のインターネット接続端末を所持・設置したうえで、常時同時配信を利用するために何らかのアクションもしくは手続きをとり視聴可能な環境をつくった者）、有料対価型の場合には「利用契約者」とすることが適当、としています。</p> <p>インターネット接続端末を所持・設置するだけでは費用負担を求めないことについては、委員会としても同じ考えです。</p> <p>答申（案）概要および答申では、PCやスマートフォン、タブレット等のインターネット接続端末を所持・設置しただけで費用負担を求めるのではなく、受信料型の場合には「視聴環境設定者」（PCやスマートフォン、タブレット等のインターネット接続端末を所持・設置したうえで、常時同時配信を利用するために何らかのアクションもしくは手続きをとり視聴可能な環境をつくった者）、有料対価型の場合には「利用契約者」とすることが適当、としています。</p>
2	<p><b>費用負担者の範囲について、「視聴環境設定者」とすることが適当とすることについて賛同するご意見</b></p> <p>（関連するご意見） 「視聴環境設定者」に関して、費用負担者の範囲を明確にするよう求める意見や、費用負担者を把握する認証方法について明</p>	<p>答申（案）概要に賛成するご意見として受け止めます。</p> <p>なお、答申（案）概要および答申では、受信料型の場合には、「PCやスマートフォン、タブレット等のインターネット接続端末を所持・設置したうえで、常時同時配信を利用するために何らかのアクションもしくは手続きをとり視聴可能な環境をつくった」者に費用負担を求めることが適当としています。</p> <p>答申（案）概要および答申では、「視聴環境設定者」について、「どのようなアクションまたは手続きであれば『視聴可能な環境をつくった』とすることができるか、費用負担者の把握の方</p>

	ご意見の要約（内容・趣旨）	委員会としての考え方
	<p>確にしよう求めるご意見</p>	<p>法等とあわせて検討する必要がある」としています。</p> <p>認証については、技術的な側面、アプリケーション等のメディア環境の動向の側面等から、何をもって認証するか等、実現可能な方法を具体的に検討する必要があり、その際、NHKにおいて、考え方や仕組みについて視聴者・国民の理解が得られるよう努めることを期待しています。ご指摘を踏まえ、答申にその旨の記述を追加しました。</p>
3	<p>既に受信契約を結んでいる世帯について費用負担を求めないことについて賛同するご意見</p>	<p>答申（案）概要に賛成するご意見として受け止めます。</p>
4	<p>既に受信契約を結んでいる世帯に費用負担を求めないことについて、地上放送に加えて衛星放送を視聴できる場合には追加の負担が必要であることと比較すると、インターネットで放送が視聴できる場合も同様に追加負担の対象とするのが合理的などとして、反対するご意見</p>	<p>委員会としては、放送の常時同時配信は、NHKが放送するテレビ番組を、原則としてそのまますべて、放送と同時にインターネットを通じて配信しようとするものであることから、放送受信契約を結んでいる世帯においては、利用・視聴するPCやスマートフォン、タブレット等の端末を「同一世帯内の2台め、3台めのテレビ」として取り扱い、「同時配信を追加負担なしで利用できるようにすることが適当」としたものです。</p>
5	<p>「ネット受信料」に反対とのご意見</p>	<p>「ネット受信料」ということばが何を指すか必ずしも明らかではありませんが、これらのご意見のうち、反対の理由を記載されているものには、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ インターネット接続端末を所持・設置するだけで契約を義務づけることに反対</li> <li>■ 放送受信契約を結んでいる世帯が追加で負担することへの反対</li> </ul> <p>などがありました。</p> <p>インターネット接続端末を所持・設置するだけでは費用負担を求めないことについては、委員会としても同じ考えです。</p> <p>また、既に放送受信契約を結んでいる世帯については、常時同時配信を追加負担なしで利用できるようにすることについても、委員会としても同じ考えです。</p> <p>答申（案）概要および答申では、PCやスマートフォン、タブレット等のインターネット接続端末を所持・設置しただけで費用負担を求めるのではなく、受信料型の場合には「視聴環境設定者」（PCやスマートフォン、タブレット等のインターネット接続端末を所持・設置したうえで、常時同時配信を利用するために何らかのアクションもしくは手続きをとり視聴可能な環境</p>

	ご意見の要約（内容・趣旨）	委員会としての考え方
		<p>をつくった者）、有料対価型の場合には「利用契約者」とすることが適当、としています。</p> <p>また、「放送受信契約を結んでいる世帯において利用・視聴するP Cやスマートフォン、タブレット等の端末を「放送受信契約を結んでいる同一世帯内の2台め、3台めのテレビ」として取り扱い、既に放送受信契約を結んでいる世帯については、常時同時配信を追加負担なしで利用できるようにすることが適当」としています。</p>
6	<p><b>費用負担の性質として、「有料対価型」を支持するご意見</b>  ※理由はさまざまだが、以下のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 特に理由を明記されていないご意見</li> <li>■ インターネットに接続している端末を所持・設置するだけで契約を義務づけることに反対するご意見</li> <li>■ 契約は任意であるべきとのご意見</li> <li>■ 受信料制度は放送の範囲にとどめるべきとのご意見</li> </ul>	<p>今後、NHKが常時同時配信について具体的に検討を進めるうえでの参考とされるべきものと考えます。</p> <p>なお、インターネットに接続している端末を所持・設置するだけで契約を義務づけることに反対するご意見がありますが、インターネット接続端末を所持・設置するだけでは費用負担を求めないことについては、委員会としても同じ考えです。</p> <p>答申（案）概要および答申で「有料対価型」と比較・検討している「受信料型」では、「P Cやスマートフォン、タブレット等のインターネット接続端末を所持・設置したうえで、常時同時配信を利用するために何らかのアクションもしくは手続きをとり視聴可能な環境をつくった」方に費用負担を求めることが適当、としています。</p>
7	<p><b>費用負担の性質として、「受信料型」を支持または理解を示すご意見</b></p>	<p>答申（案）概要に賛成するご意見として受け止めます。</p>
8	<p><b>費用負担なし、「無料」を支持するご意見</b></p>	<p>「無料」の選択肢については委員会として検討したうえで、答申（案）概要および答申では、「インターネットでの視聴を無条件に無料とした場合、フリーライド（費用を負担せずに視聴すること）が広範囲に発生してしまうおそれがあり、同じコンテンツをテレビで視聴する視聴者・国民との間の負担の公平性が保たれず、将来的に、NHKの公共放送としての使命を果たすための財源の確保を難しくすることが懸念される。そのため、後述の、移行期間における試行的な実施といったごく例外的な場合を除いては、「無料」の選択肢は適当でない。」としています。</p>
	<p>（関連するご意見）  <b>費用負担のあり方の検討について、NHKの収入の不足を補お</b></p>	<p>委員会では、常時同時配信が実現した場合の費用負担について、どのような負担のあり方が適切かという観点から議論を行いました。</p>

	ご意見の要約（内容・趣旨）	委員会としての考え方
	うとしているとの観点で反対のご意見	一方で、受信料を主な財源とする公共放送NHKが、なるべく費用をかけずに業務を行うべきことは当然のことであり、答申では「常時同時配信の実施にあたっては、なるべく低廉なコストでかつ安定的に実施できるようにすることも重要」としています。
9	常時同時配信の必要性、インターネットにおける公共性に関するご意見	<p>常時同時配信の必要性については、引き続きNHKが視聴者・国民にご理解いただけるよう説明に努めることが必要と考えており、ご指摘を踏まえ、答申にその旨の記述を追加しました。</p> <p>また、インターネットにおける公共性については、メディア環境が大きく変化するなかで、視聴者・国民がインターネットを通じて「豊かで、かつ、よい放送番組」を普段から享受できるような常時同時配信の環境が実現し、NHKが正確な情報で人と人を互いに“つなぐ”という役割の向上を目指すことには意義があると考えています。また、今後のメディア環境等の変化に応じて、人々が必要とする公共的な価値の実現に貢献していくことを期待しています。ご指摘を踏まえ、答申でその旨が明らかになるように記述を追加しました。</p>
10	上記以外のご意見	<p>さまざまな観点からたくさんのご意見をいただきました。今後、NHKが常時同時配信について具体的に検討を進めるうえでの参考とされるべきものと考えます。</p> <p>また、常時同時配信に直接関わらないご意見もいただいておりますが、それらのご意見については、今後のNHKの事業運営の参考とされるべきものと考えます。</p>